

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の所得について、令和2年4月30日までに申告又は処理（更正、決定等）した者の令和2年6月30日現在の課税の事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。したがって、給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

2 人員の集計方法について

(1) 「2-1 課税状況」及び「2-2 所得階級別人員」

所得者区分	所得者の定義
事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者を掲げた。
その他所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者を掲げた。
不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者を掲げた。
給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者を掲げた。
雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者を掲げた。
他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者を掲げた。

(注) 上記の判定を行う場合の各種所得の金額について

- 各種所得の金額の計算上生じた損失額がある場合には、その損失額はないものとした。
- 総合課税の長期譲渡所得の金額又は一時所得の金額がある場合には、それぞれその金額の2分の1に相当する金額とした。
- 分離課税の譲渡所得の金額がある場合には、その金額から譲渡所得の特別控除額を控除した後の金額とした。

(2) 「2-3 所得種類別人員、所得金額」

所得区分	主たるもの	従たるもの
事業所得	営業等所得及び農業所得の人員の合計を掲げた。	各種所得金額を有する者を掲げた（主たるものに計上される場合を除く。）。
営業等所得	各種所得の金額のうち営業等所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
農業所得	各種所得の金額のうち農業所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
利子所得	各種所得の金額のうち利子所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
配当所得等	各種所得の金額のうち配当所得等の金額（申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得及び平成28年分以降は特定公社債等の利子所得を含む。）が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
不動産所得	各種所得の金額のうち不動産所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
給与所得	各種所得の金額のうち給与所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
総合譲渡所得	各種所得の金額のうち総合譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
一時所得	各種所得の金額のうち一時所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
雑所得	各種所得の金額のうち雑所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者、またはいずれにも該当しない者を掲げた。	
分離短期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離短期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
分離長期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離長期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
株式等の譲渡所得等	各種所得の金額のうち株式等の譲渡所得等の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
山林所得	各種所得の金額のうち山林所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
退職所得	各種所得の金額のうち退職所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	

(3) 「具体例」

本年分の各種所得の金額が、農業所得100万円、不動産所得80万円、給与所得50万円の場合

- ・2-1、2-2では、農業所得<不動産所得+給与所得が成立し、不動産所得者として計上される。
- ・2-3では、一番大きい所得が農業所得なので、農業所得は主たるものに計上され、不動産所得と給与所得はそれぞれ従たるものに計上される。
- ・そのため、2-1、2-2と2-3では、人員の合計が異なる。

3 申告所得税の税率等（令和元年分）
（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）

課税所得金額	税率	控除額
195 万円未満の場合	5%	0 円
330 "	10	97,500
695 "	20	427,500
900 "	23	636,000
1,800 "	33	1,536,000
4,000 "	40	2,796,000
4,000 万円以上の場合	45	4,796,000

4 申告所得税の主な諸控除等（令和元年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除 380,000円

ロ 配偶者控除

	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
居住者の合計所得金額 900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
900万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

ハ 配偶者特別控除

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

ニ 扶養控除 380,000円

ただし、

特定扶養親族 630,000円

老人扶養親族のうち同居老親等 580,000円

老人扶養親族のうち同居老親等以外 480,000円

ホ 雑損控除 次の(イ)又は(ロ)のいずれか多い方の金額

(イ) 災害等の損失額で総所得金額等の10%を超える金額

(ロ) 災害関連支出の金額で50,000円を超える金額

ヘ 医療費控除 支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 - (100,000円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額) (最高 200万円)

ト セルフメディケーション税制による医療費控除 支払った特定一般医薬品等購入費 - 保険金などで補填される額 - 12,000円 (最高 8万8千円)

(注) 通常の医療費控除との選択適用

チ 生命保険料控除 次の(イ)から(ハ)までによる各保険料控除の合計 (適用限度額12万円)

(イ) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

A 生命保険料

支払保険料等の金額に応じて次の区分の金額

a 20,000円以下の場合

全額

b 20,000円を超え40,000円以下の場合

支払保険料等×1/2+10,000円

c 40,000円を超える場合

支払保険料等×1/4+20,000円 (最高4万円)

B 個人年金保険料

Aの計算に同じ

C 介護医療保険料

Aの計算に同じ

(ロ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

A 生命保険料

支払保険料等の金額に応じて次の区分の金額

a 25,000円以下の場合

全額

b 25,000円を超え50,000円以下の場合

支払保険料等×1/2+12,500円

c 50,000円を超える場合

支払保険料等×1/4+25,000円 (最高5万円)

B 個人年金保険料

Aの計算に同じ

(ハ) (イ)と(ロ)の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

A 生命保険料

(イ)Aと(ロ)Aの合計 (最高4万円)

B 個人年金保険料

(イ)Bと(ロ)Bの合計 (最高4万円)

リ 社会保険料控除 支払った社会保険料の全額

ヌ 地震保険料控除

(イ) 地震保険料

支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

A 50,000円以下の場合

全額

B 50,000円を超える場合

50,000円

(ロ) 旧長期損害保険料

支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

A 10,000円以下の場合

全額

B 10,000円を超え20,000円以下の場合

支払保険料 × 1/2 + 5,000円

C 20,000円を超える場合

15,000円

(ハ) (イ)と(ロ)がある場合

(イ)と(ロ)の合計 (最高5万円)

ル 小規模企業共済等掛金控除 支払った小規模企業共済掛金 (旧第二種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金又は、心身障害者扶養共済掛金の合計額

ヲ 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 270,000円

ただし、特別障害者 400,000円

同居特別障害者 750,000円

特定の寡婦 350,000円

ワ 寄附金控除 特定寄附金の額と総所得金額等の40%のいずれか少ない金額のうち、2,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 … 原則として、①剰余金の配当等に係る配当所得の金額の10%と、②特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額（課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、①は5%、②は2.5%）。

ただし、基金利息、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、投資法人の投資口の配当等、外国法人からの配当金や確定申告しないこと又は申告分離課税を選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 … 外国所得税のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{その年分の所得税額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \text{その年分の国外所得総額}$$

ハ 住宅借入金等特別控除

家屋の新築・購入・増改築をした場合に次のとおり適用される。

(イ) 平成19年中に居住の用に供し、控除額の特例を選択する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金} \\ \text{又は債務の年末残高 2,500} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.4\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高10万円})$$

(ロ) 平成20年中に居住の用に供し、控除額の特例を選択する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金} \\ \text{又は債務の年末残高 2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.4\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高8万円})$$

(ハ) 平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金} \\ \text{又は債務の年末残高 5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高50万円})$$

(ニ) 平成23年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金} \\ \text{又は債務の年末残高 4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高40万円})$$

(ホ) 平成24年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金} \\ \text{又は債務の年末残高 3,000万円} \\ \text{以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高30万円})$$

(ハ) 平成25年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金} \\ \text{又は債務の年末残高} \\ \text{2,000万円以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高20万円})$$

(ト) 平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金} \\ \text{又は債務の年末残高} \\ \text{4,000万円以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高40万円})$$

(注) 1 住宅の取得等が特定取得に該当しない場合は、2,000万円以下の部分の金額
2 住宅の取得等が特定取得に該当しない場合は、最高20万円

ニ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

(イ) 家屋の高齢者等居住改修工事等をして、ハの(ト)に代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高 250万円以下の} \\ \text{部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高 1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] - \text{(A)} \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満} \\ \text{の端数切} \\ \text{捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12.5万円})$$

(注) 1 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、200万円以下の部分の金額
2 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、最高12万円

(ロ) 家屋の断熱改修工事等をして、ハの(ト)に代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定断熱改修住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高 250万円以下の} \\ \text{部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{断熱改修住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高 1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] - \text{(A)} \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満} \\ \text{の端数切} \\ \text{捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12.5万円})$$

(注) 1 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、200万円以下の部分の金額
2 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、最高12万円

(ハ) 家屋の多世帯同居改修工事等をして、平成28年4月1日以降にその増改築等をした部分を居住の用に供し、ハの(ト)に代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定多世帯同居改} \\ \text{修住宅借入金等の} \\ \text{年末残高 250万円} \\ \text{以下の部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{多世帯同居改} \\ \text{修住宅借入金} \\ \text{等の年末残高} \\ \text{1,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] - \text{(A)} \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満} \\ \text{の端数切} \\ \text{捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12.5万円})$$